

役員選挙規程

(目的)

第1条 役員選挙は、定款第26条に基づき、この規定により行う。

(権利)

第2条 正会員は選挙権および被選挙権を有し、その他の賛助会員、特別会員は、選挙権および被選挙権を有しない。

(選挙管理委員会の設置)

第3条 定款第24条による役員を選出するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(選挙管理委員の選任)

第4条 選挙管理委員は、理事会において正会員の中から選出する。

(委員会の定数)

第5条 選挙管理委員の定員は3名以上6名以下とする。

(委員の任期)

第6条 選挙管理委員の任期は1年とし、再任を妨げない。選挙管理委員の欠員が生じたときは補充し、その任期は残任期間とする。

(委員の構成)

第7条 委員会は、選挙管理委員をもって構成する。

- 2 委員長は選挙管理委員の中より互選する。
- 3 委員会は委員長が招集する。
- 4 委員会は選挙管理委員の半数以上の出席があれば開催できる。
- 5 選挙管理委員の代理は認めない。
- 6 選挙管理委員は理事を兼ねることができない。
- 7 選挙管理委員が立候補、または他の候補者を推薦するときは、別の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員を辞任しなければならない。
- 8 選挙管理委員は選挙運動を行ってはならない。
- 9 選挙管理委員は選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(委員長の職務)

第8条 委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに選挙事務に関する業務を統括する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

(委員会の任務)

第9条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の作成

- (3) 立候補の受付と公示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および公示
- (8) 選挙運動の統轄
- (9) その他、選挙に関する必要事項

(立候補者の届出)

第10条 役員に立候補するもの、又は立候補者を推薦しようとするものは、立候補受付期間内に所定の様式で、委員会に届け出なければならない。

- 2 立候補および推薦届出の期日、並びにその方法等は委員会が別に定める。

(立候補者区分)

第11条 役員のうち、理事は正会員が立候補する理事候補者と、理事会が推薦する理事会推薦理事候補者を候補者とする。

- 2 監事は、正会員が立候補する監事候補者又は、理事会が推薦する理事会推薦監事候補者を候補者とする。

(立候補者の要件)

第12条 立候補者となる要件は、次の通りとする。

- (1) 理事候補者は、地区（県ネット）の推薦を受けた旨の文書、又は正会員5名以上の推薦名簿を提出し、立候補した正会員とする。ただし、立候補者は他の候補者の推薦をしてはならない。
- (2) 監事候補者は、理事会において推薦、又は正会員5名以上の推薦名簿を提出し、立候補した正会員とする。
- (3) 理事会推薦理事候補者および理事会推薦監事候補者は、理事会の推薦を受けて立候補した正会員とする。

(複数推薦の禁止)

第13条 正会員は複数の候補者を推薦することは出来ない。

(選挙公示)

第14条 委員会は投票日の2か月前までに選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受けなければならない。立候補締切日は、投票日の3週間前とする。なお、郵送による立候補届の当日消印は有効とする。

(選挙人名簿)

第15条 委員会は選挙告示前に選挙人名簿を作成し、必要に応じてこれを公示しなければならない。

(候補者の告示)

第16条 候補者の告示は、委員会より文書をもって通知する。

- 2 告示は候補者の氏名等とする

(選挙の方法)

第 17 条 選挙は総会出席者により、次に掲げる方法で行う。

(1) 理事は定員以上の場合は連記無記名投票

(2) 監事は定員以上の場合は連記無記名投票

(投票)

第 18 条 投票用紙は委員会が定める用紙を用い、定数以上の数の記載があったものは無効とする。

(有効投票数)

第 19 条 有効投票は投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。

(連記投票の当選)

第 20 条 連記投票の場合は、有効投票数の上位より順次当選を決める。

2 当選と決定する候補者の得票数が同数の時は、決選投票を行う。

(無投票当選)

第 21 条 候補者数が定員の場合、無投票で当選し総会で承認する。

(開票方法)

第 22 条 開票は選挙ごとに行い、委員以外の正会員 2 名の立会人を要する。

2 立会人は委員会が選任する。

(投票結果)

第 23 条 委員会は、投票結果、当選者氏名および得票数を公開しなければならない。

(当選者の事故もしくは欠員の場合)

第 24 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、もしくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(その他)

第 25 条 その他の必要事項が生じたとき、委員長は委員会のみならず役員を招集して協議することができる。

(承認機関)

第 26 条 この規定に関する必要事項は、委員会において決定する。ただし、各事項に関しては、理事会の承認を得なければならない。

(改廃)

第 27 条 この規定は、理事会の決議を経て、変更又は廃止することができる。

(附 則)

この規程は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。